

板橋区特別養護老人ホーム一時移転型改良工事費補助要綱

(令和8年3月9日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区が高齢者福祉施策の推進に協力する社会福祉法人に対し、特別養護老人ホーム（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の併設を含む。）の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、もって高齢福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉法人が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により板橋区内に設置する、特別養護老人ホーム（老人短期入所施設の併設を含む。）に係る一時移転型改良工事であって、次の各号の全てに該当する整備事業とする。

- (1) 原則としてこの要綱に基づく補助金の交付申請を行う日の属する年度に施行される東京都の老人福祉施設整備費補助要綱（以下「都特養補助要綱」という。）の規定のうち、一時移転型改良工事の区分による補助対象として内示を受けた事業のうち、区長が必要と認めるもの
- (2) 板橋区内に所在する東京都社会福祉施設建替促進施設（板橋区栄町35番地2号）への入居が予定されているもの

(暴力団等の排除)

第3条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事は、対象施設の全面的な改築に当たらない、建物構造を残しつつ、建物全体に対して行う間仕切り壁やクロス等の内装、給排水設備や電気設備、外壁等の改良工事（入所者全員の一時移転等が必要な工事規模に限る。）とする。

(補助対象費用)

第5条 この補助金の交付対象費用は、対象施設の補助事業に必要な施設整備費及び特別な理由により区長が特に必要と認めた工事費とする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (2) 既存建物の買収に要する費用
 - (3) 既存建物の解体撤去及び仮設建物に要する費用
 - (4) 職員の宿舎に要する費用
 - (5) その他整備費として適当と認められない費用
- (補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表1に掲げる補助基準額と、補助対象経費の実支出額から都特養補助要綱の規定に基づく補助金を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 前項の補助対象経費とは、施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

3 前項の工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費及び工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。

(計画協議)

第7条 この補助金の交付を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、協議書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、区長に協議しなければならない。ただし、協議の必要がないと区長が認めたときは、この限りでない。

(交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、関係書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第9条 交付の決定後の事情変更等により、交付決定の内容を変更しようとする場合は、補助金変更交付申請書(別記第2号様式)に関係書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第10条 区長は、第7条又は前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金の交付申請又は変更交付申請を行った者(以下「補助事業者」という。)に補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により通知し、適当と認められない場合は補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により通知する。

(補助条件)

第11条 補助金の交付決定には、別紙の補助条件を付すものとする。

(交付時期)

第12条 補助金は、請求により事業の出来高に応じ、別表2に定める時期に交付する。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに補助金実績報告書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第14条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金額確定通知書(別記第6号様式)により通知する。

2 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

(交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(別記第7号様式)に、関係書類を添えて請求するものとする。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第16条 補助事業者は、第11条の規定により付された別紙の補助条件第7条に規定する報告を、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第8号様式)により行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

補助基準額（特別養護老人ホーム（併設ショートを含む。））

	基準単価（単位：円）	適用単位
補助基準額	200,000,000	1施設当たり

注）実績に基づき区の予算の範囲内で交付する。

別表 2 (第 1 2 条関係)

補助金の交付時期

補助事業が完了したとき、補助額の全額を交付する。ただし、都特養補助要綱の規定に基づく補助金が 2 回に分けて交付される場合、以下により 2 回に分けて交付することができる。

区分	第 1 回		第 2 回	
	交付時期	交付額	交付時期	交付額
都特養補助要綱の規定に基づく補助金が 2 回に分けて交付される場合	工事出来高（前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。）が契約額の 30% 以上に達したとき。	補助額（前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の各年度の確定額と当該年度の交付決定額の合計額）に工事出来高（前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。）を乗じ、さらに 0.9 を乗じて得た額（前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の補助額を控除した額）の範囲内で 1,000 円未満を切り捨てた額	補助事業が完了したとき。	補助額から当該年度における既支出額を控除した額
上記以外の場合	補助事業が完了したとき。	補助額全額		

※都特養補助要綱の規定に基づく補助金の交付回数の変更に応じ、交付回数及び交付時期を変更することがある。ただし、その場合における交付額は、上記に準じて算出した額とする。

別 紙

補助条件（第11条関係）

（民間補助金との重複禁止）

第1条 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

（承認事項）

第2条 次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、区分間（施設整備費と設備整備費の間）の経費の配分の変更は、承認しないものとする。

（2）補助事業の内容のうち、次の各号のいずれかを変更しようとするとき。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

エ 工事の内容

・工期変更を伴う工事

・工法及び位置の変更を伴う工事

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（状況報告等）

第3条 補助事業者は、補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。

また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

（事故報告）

第4条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を速やかに書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（財産処分の制限）

第5条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に

供してはならない。

(財産の管理義務)

第6条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第8号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに区長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（一支社、一支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき区長へ報告を行うこと。

また、補助事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第8条 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

(関係書類の管理保管等)

第9条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

なお、補助事業に係る支払い領収書については、支払い完了後速やかに提示すること。

(契約の相手方からの資金提供の禁止)

第10条 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(一括下請負の禁止)

第11条 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(事情変更による決定の取り消し等)

第12条 この補助金の交付決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、

この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(補助事業の遂行命令)

第13条 区長は、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(是正措置)

第14条 区長は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

2 補助事業者は、前項の命令により必要な処置をした場合は、改めて関係書類を添えて、実績報告書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第15条 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

(4) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額が確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第16条 前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

2 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

(違約金及び延滞金)

第17条 前条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還

を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から返還した日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約金（100 円未満の場合は除く。）を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを返還期日までに納付しなかったときは、返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じ、未返還金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合は除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 18 条 補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

別記第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

板橋区特別養護老人ホーム一時移転型改良工事費補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）東京都補助金の内示及び内容を明示する書類
- （2）補助事業の計画書及びこれに係る収支予算書
- （3）工事請負契約書の写、設計監理契約書の写
- （4）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別記第2号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

板橋区特別養護老人ホーム一時移転型改良工事費補助金変更交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）東京都補助金の内示及び変更後の内容を明示する書類
- （2）補助事業の計画書及びこれに係る変更後の収支予算書
- （3）工事請負契約書の写、設計監理契約書の写
- （4）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別記第3号様式（第10条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区特別養護老人ホーム一時移転型改良工事費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、特別養護老人ホーム整備費補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助条件 別紙のとおり

別記第4号様式（第10条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区特別養護老人ホーム一時移転型改良工事費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった特別養護老人ホーム整備費補助金について、下記の理由により不交付決定したので通知します。

記

（理 由）

別記第5号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

板橋区特別養護老人ホーム一時移転型改良工事費補助金実績報告書

標記の件について、下記のとおり実績報告をします。

記

1 精算額 金 円

2 添付書類

- （1）東京都補助金の決定及び内容を明示する書類
- （2）補助事業の計画書及びこれに係る収支決算書
- （3）事業の完了を確認できる全景及び室内主要部分の写真
- （4）工事請負契約書の写、設計監理契約書の写
- （5）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別記第6号様式（第14条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区特別養護老人ホーム一時移転型改良工事費補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付決定のあった、特別養護老人ホーム整備費補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第7号様式（第15条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

板橋区特別養護老人ホーム一時移転型改良工事費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった特別養護老人ホーム整備費補助金について、下記のとおり交付請求します。

記

1 請求額 金 円

2 添付書類

（1）口座振替依頼書

（2）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第8号様式（第16条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定のあった特別養護老人ホーム整備費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）